

鳥取県告示第 461 号

平成 8 年鳥取県告示第 423 号（介護補償として支給する金額について）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（ <u>2の項に掲げる場合を除く。</u> ）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>104,960 円</u> を越えるときは、 <u>104,960 円</u> ）	常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（ <u>次号に掲げる場合を除く。</u> ）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>105,080 円</u> を越えるときは、 <u>105,080 円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,930 円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>56,930 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が <u>57,050 円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>57,050 円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（ <u>2の項に掲</u>	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>52,480 円</u> を越	随時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（ <u>次号に掲げ</u>	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>52,540 円</u> を越

げる場合を除く。)	えるときは、 52,480円)	る場合を除く。)	えるときは、 52,540円)
2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があると き（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,470円以下であるときに限る。）	月額28,470円 （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月 にあっては、介護に要する費用として支出された額）	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があると き（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,530円以下であるときに限る。）	月額28,530円 （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月 にあっては、介護に要する費用として支出された額）

附 則

- 1 この告示は、平成20年6月20日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成20年6月20日以後の期間に係る介護補償として支給する金額について適用し、同日前の期間に係る介護補償として支給する金額については、なお従前の例による。